

# みずほ欧州インサイト

2004 年 7 月 2 日発行

## ＜E U憲法条約＞ 見えてきた拡大E Uの戦略と課題

みずほ総合研究所

**【 要 旨 】**

1. 今年5月のEU（欧州連合）拡大後、初めてとなる欧州議会選挙とEU首脳会議が行われた。双方とも、欧州の将来を方向づける重要なイベントとなった。
2. 欧州議会選挙（6月10～13日）では、主要国で与党の求心力低下が明らかになった。ドイツやフランスでは与党の構造改革路線への不満、イギリスではブレア首相の積極的なEU・通貨統合政策への批判などが選挙結果を左右したとみられる。選挙結果を受けて、主要国では、これらの政策が停滞する懸念がある。
3. EU首脳会議（同17～18日）では、EU憲法条約が合意された。憲法の経済的な面での注目ポイントは、①安定成長協定の精神を再確認しつつ、その運用の見直しには含みを持たせたこと、②ECB（欧州中央銀行）の独立性と、その政策目的としては物価安定が再確認されたことである。
4. EU首脳会議では、EUの更なる東方拡大についても合意があった。安価な労働力を抱える東方諸国がEUに加わると、高コストの西側加盟国から東方諸国へ直接投資が拡大し、西側では産業空洞化が進む懸念がある。
5. 空洞化の圧力を緩和するため、安易に財政金融政策に頼ることはEU憲法によって封印された。西側の主要国では痛みを伴う構造改革に世論の不満が高まっているが、寧ろ今こそ構造改革を進める時であり、空洞化圧力に耐えうる柔軟な経済体制を構築する必要がある。

本誌に関するお問い合わせ先  
みずほ総合研究所（株） 経済調査部  
シニアエコノミスト 小林公司  
Tel (03) 3201-0547  
E-mail [koji.kobayashi@mizuho-ri.co.jp](mailto:koji.kobayashi@mizuho-ri.co.jp)

今年5月のEU（欧州連合）拡大後、初めてとなる欧州議会選挙（6月10～13日）とEU首脳会議（同17～18日）が行われた。双方とも、欧州の将来を方向づける重要なイベントとなった。以下では、主に経済的な観点から、双方の結果と意義について分析する。

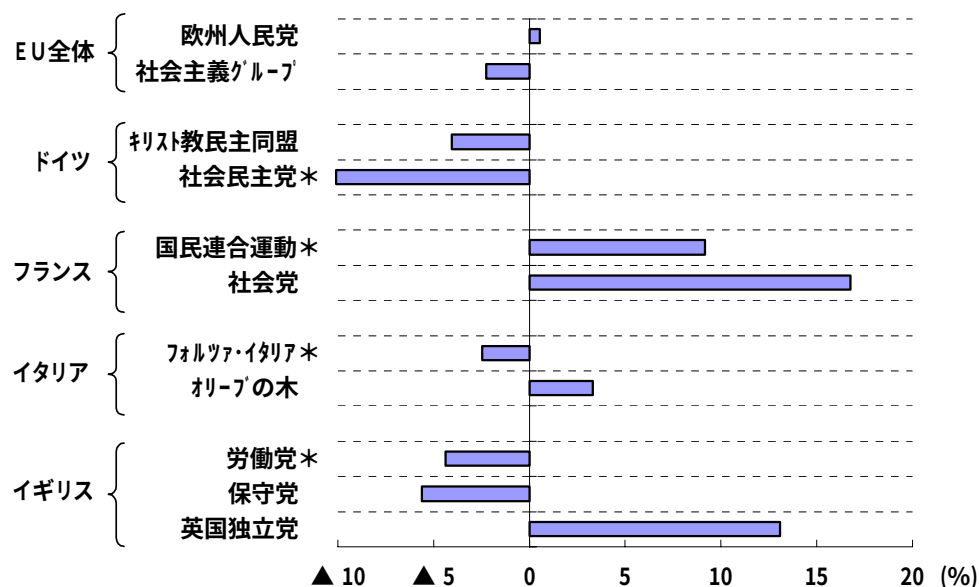
## 1. 欧州議会選挙

### (1) 主要国で政権与党が後退

EUの欧州議会選挙では、主要国で政権与党の退潮が顕著となった（図表1）。特にドイツでは、シュレーダー首相の社会民主党が得票率を20%台前半まで低下させ、全国レベルの選挙としては戦後最低を更新した。同様に、イギリスのブレア首相が率いる労働党と、イタリアのベルルスコーニ首相が率いるフォルツァ・イタリアも、改選前に比べて勢力を後退させた。フランスでは、シラク大統領の国民連合運動は議席を小幅に増やしたものの、それ以上に支持を集めたのは最大野党の社会党だった。なお、欧州議会全体としては、第一党が欧州人民党（中道右派）、第二党が社会主義グループ（中道左派）となった。

各国で与党が振るわなかった背景には、痛みを伴う経済構造改革への批判（ドイツ、フランス）や、強硬なイラク政策への批判（イギリス、イタリア）などがあったようだ。EUの議会選挙とはいえ、EU以外の争点が有権者の投票を大きく左右したことになる。

図表1 欧州議会選挙（改選前と改選後の議席数シェア変化、各国別）



（注）\*印は各国議会における与党（但し、独の社会民主党は緑の党と連立、伊のフォルツァ・イタリアも複数の党と連立）。また、独のキリスト教民主同盟は、姉妹政党のキリスト教社会同盟を含む。  
（資料）英国放送協会（BBC）

## (2) イギリスでは反EU/ユーロ勢力が台頭

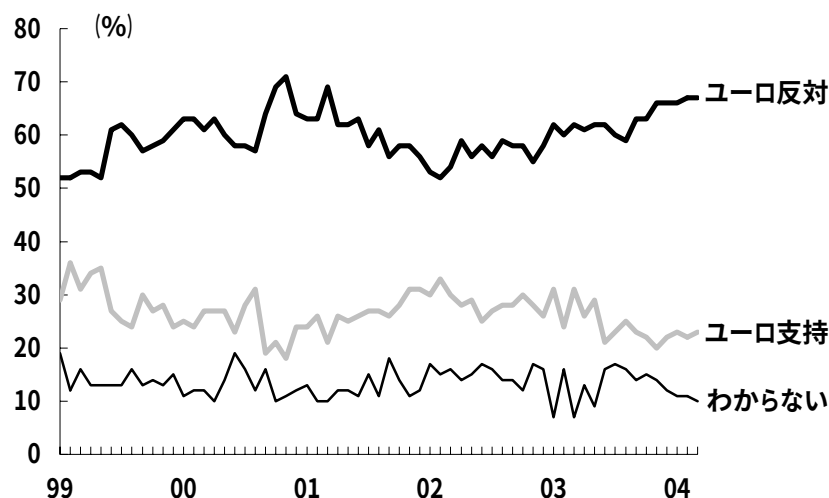
イギリスでは、EU脱退を主張する英国独立党（UKIP）の台頭が注目される。UKIPは12議席（改選前から10議席増）を獲得し、労働党の19議席（同6議席減）に対して格差を縮めた。

ブレア政権の欧州政策は、一部の分野ではEU内での独自路線を主張するものの、基本的にはEUの統合・深化にメリットを認める親EU路線である。ブレア首相は、「英国を欧州の中心にする」という野心を持っているとも伝えられている。単一通貨ユーロについても、原則として採用を支持しており、経済条件の収斂を確認してから国民投票で最終判断を下す方針である。

しかし、このところ堅調なイギリス経済とは対照的に、大陸欧州では景気停滞が続くなど、イギリスの有権者にとってはEUやユーロのメリットが判りにくくなっている。世論調査でも、ユーロ反対派が過去2年の間に強まっており、今年3月時点では7割近くに達している（図表2）。

こうした状況を背景に、ブレア政権の欧州政策に対する批判票の受け皿として、UKIPが議席を増やしたと考えられる。

図表2 単一通貨ユーロに対する英国世論



（注）質問形式は、「国民投票が行われる場合、ユーロ支持に投票しますか、それとも反対に投票しますか」

（資料）ICM Research

## (3) 選挙結果が各国の経済政策に影響する懸念

選挙結果を受けて、各国与党の求心力低下が明らかになった。この状況が各国の政策に及ぼす影響が懸念される。とりわけ、今年から来年にかけて地方選挙が相次ぎ、再来年には総選挙を控えるドイツでは、シュレーダー政権の経済構造改革に対する逆風が強まったことになる。イギリスのブレア政権は、選挙後もイラク・欧州政策の見直しはないとして

いるが、ユーロ参加国民投票に関してはハードルが高まったことは否めない。イギリスのユーロ参加に向けた動きは、停滞が避けられなくなったとみていいだろう。

## 2. EU首脳会議

### (1) EU憲法条約に合意

EU首脳会議では、EU憲法条約が合意された。憲法の目的は、25カ国に膨れ上がったEUの制度や組織を簡素化・効率化し、EU拡大のメリットを極大化するというものである。主な内容としては、意思決定方式の効率化（図表3）、EUを代表する「EU大統領」・「EU外相」ポストの創設などがある<sup>1</sup>。

図表3 特定多数決による理事会の意思決定方式

|                                    |
|------------------------------------|
| <b>1. 従来（ニース条約）</b>                |
| 意思決定には以下の三つが必要                     |
| (1) 国の数では50%以上                     |
| (2) 賛成国の人口ではEU総人口の62%以上            |
| (3) 国別に割り当てられた持ち票では約73%以上          |
| <b>2. 憲法草案（昨年12月）</b>              |
| 意思決定には以下の二つが必要                     |
| (1) 国の数では50%以上                     |
| (2) 賛成国の人口ではEU総人口の60%以上            |
| ＊持ち票制は廃止（→持ち票配分の厚かったスペイン、ポーランドが反対） |
| <b>3. 憲法（今年6月）</b>                 |
| 意思決定には以下の二つが必要                     |
| (1) 国の数では55%以上                     |
| (2) 賛成国の人口ではEU総人口の65%以上            |
| ＊必要な条件を草案より引き上げ、「大国」主導の決定が困難に      |

（注）1）合意された憲法による意思決定方式は、09年11月からの適用が想定されている。それまではニース条約方式が用いられることになる。

2）上記3.は、理事会が、欧州委員会やEU外相の提案に基づいて意思決定を行う場合の方式。両者の提案に基づかずに意思決定を行う場合には、国の数では72%以上、かつ賛成国の人口ではEU総人口の65%以上が必要となる。理事会が欧州委などの提案に基づかずに意思決定を行う分野としては、共通外交・安全保障分野などがある。

（資料）各種資料により、みずほ総合研究所作成

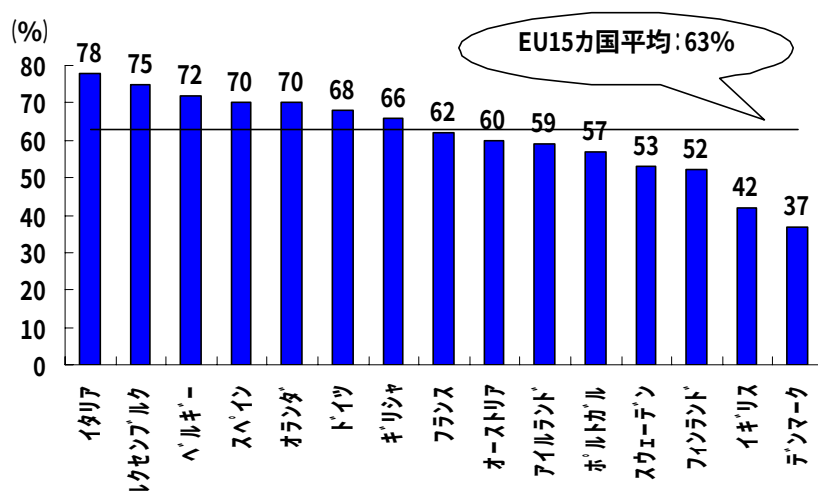
特に合意に難航したのは、閣僚理事会での意思決定方式だった。25カ国に拡大したEUでは意思決定の迅速化を確保する必要があり、そのためには多数決による合意形成を容易にする仕組みが求められていた。しかし、多数決での合意形成の容易さは、時として少数意見の切捨てにつながる。このジレンマの中で、各国とも意思決定の迅速化を目指しつつ、

<sup>1</sup> EU憲法条約の構成と概要については巻末資料参照。なお、本稿執筆に際して参考にした憲法条文および付属の宣言集はEuropean Union(2004a,b)による。

自国主権の維持にこだわったのである。昨年 12 月の EU 首脳会議では、憲法草案に示された意思決定方式は自国に不利であるとしてスペインおよびポーランドが強硬に反対し、憲法全体の合意も失敗に終わった。今回の首脳会議では、人口の大きい「大国」に有利な条件を修正し、各国のバランスを重視することで合意に漕ぎ着けたのである。

各国首脳が合意した EU 憲法条約の発効は、全加盟国で批准を経る必要があるため、今から数年後になると見込まれている。本稿執筆時点では、イギリスやデンマークなどの 10 カ国<sup>2</sup>が、批准の是非を国民投票によって決めることにしている。しかし、イギリスでは、既に述べたように反 EU 勢力が台頭している。イギリスと同様にユーロ不参加のデンマークでも、EU や EU 憲法条約の支持率は低い（図表 4）<sup>3</sup>。これらの国を中心に、EU 憲法条約の批准は難航し、発効までには紆余曲折があると懸念される。

図表 4 EU 憲法の支持率



(注) 04 年 2～3 月調査

(資料) European Commission(2004a)

## (2) 憲法では安定成長協定の精神を再確認しつつ、運用の見直しには含みを持たす

EU 憲法条約については、経済的な観点から注目すべきポイントが二つある。第一のポイントは、安定成長協定の精神を再確認しつつ、その運用の見直しには含みを持たせたことである。同協定は、各国に財政赤字を名目 GDP の 3% 以内に収めることを求めている。しかし、ドイツとフランスの両大国の財政赤字は、既に 02～03 年に 3% を超え、04 年以降も基準を上回る見込みとなるなど、同協定は危機に直面している（図表 5）。そもそも、同協定の運用は硬直的との批判があり、緊縮財政を無理強いして「景気下振れ→財政赤字

<sup>2</sup> イギリス、デンマーク、ベルギー、チェコ、アイルランド、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スペイン

<sup>3</sup> EU 憲法条約と各国別の支持率に関する分析は、宮腰（2003）が詳しい。

再拡大」という逆効果を招きかねないとの声もあった。こうした経緯を受けて、憲法に付属する“宣言”として、「安定成長協定の規定を受け入れることを再確認する」と明記して協定維持の姿勢を示すとともに、「安定成長協定の実効性を強化・明確化することについては、欧州委員会からの発議があることを期待している」とも述べ、実効性（＝各国が取り組み易い）形への運用見直しを求めている。

図表5 各国の財政収支（名目GDP比、％）

|                 | 01年   | 02年   | 03年(見込み) | 04年(予測) | 05年(予測) |
|-----------------|-------|-------|----------|---------|---------|
| <b>EU(既加盟国)</b> | ▲ 1.0 | ▲ 2.0 | ▲ 2.6    | ▲ 2.6   | ▲ 2.4   |
| <b>ユーロ圏</b>     | ▲ 1.6 | ▲ 2.3 | ▲ 2.7    | ▲ 2.7   | ▲ 2.6   |
| ベルギー            | 0.3   | 0.1   | 0.2      | ▲ 0.5   | ▲ 0.7   |
| ドイツ             | ▲ 2.8 | ▲ 3.5 | ▲ 3.9    | ▲ 3.6   | ▲ 2.8   |
| ギリシャ            | ▲ 1.4 | ▲ 1.4 | ▲ 3.0    | ▲ 3.2   | ▲ 2.8   |
| スペイン            | ▲ 0.4 | 0.0   | 0.3      | 0.4     | 0.6     |
| フランス            | ▲ 1.5 | ▲ 3.2 | ▲ 4.1    | ▲ 3.7   | ▲ 3.6   |
| アイルランド          | 1.1   | ▲ 0.2 | 0.2      | ▲ 0.8   | ▲ 1.0   |
| イタリア            | ▲ 2.6 | ▲ 2.3 | ▲ 2.4    | ▲ 3.2   | ▲ 4.0   |
| ルクセンブルク         | 6.3   | 2.7   | ▲ 0.1    | ▲ 2.0   | ▲ 2.3   |
| オランダ            | 0.0   | ▲ 1.9 | ▲ 3.2    | ▲ 3.5   | ▲ 3.3   |
| オーストリア          | 0.2   | ▲ 0.2 | ▲ 1.1    | ▲ 1.1   | ▲ 1.9   |
| ポルトガル           | ▲ 4.4 | ▲ 2.7 | ▲ 2.8    | ▲ 3.4   | ▲ 3.8   |
| フィンランド          | 5.2   | 4.3   | 2.3      | 2.0     | 2.1     |
| デンマーク           | 3.1   | 1.7   | 1.5      | 1.1     | 1.5     |
| スウェーデン          | 2.8   | 0.0   | 0.7      | 0.2     | 0.7     |
| イギリス            | 0.7   | ▲ 1.6 | ▲ 3.2    | ▲ 2.8   | ▲ 2.6   |
| <b>アメリカ</b>     | ▲ 0.5 | ▲ 3.7 | ▲ 4.8    | ▲ 4.5   | ▲ 4.2   |
| <b>日本</b>       | ▲ 6.1 | ▲ 7.9 | ▲ 7.7    | ▲ 7.4   | ▲ 7.2   |

（注）▲は財政赤字、シャドウ部分は3%超。

（資料）European Commission(2004b)

これに呼応し、協定見直しの発議権を有する欧州委員会も動き始めた。憲法合意から 6 日後の 6 月 24 日、アルムニア経済・金融担当委員は、見直しの私案を提示した。すなわち、①「政府債務残高」と「財政赤字の持続可能性」にも焦点を当てる、②景気拡大局面に財政基盤の強化を促すインセンティブを設ける、③中期的な財政目標を設定する際には各国固有の状況を考慮に入れる、④過剰財政赤字の解消を求める際には各国の経済情勢も考慮する、の 4 本を柱とする。要すれば、各国の債務残高も判断材料とし、債務残高が低い国に対しては財政赤字が 3%を超えることを容認したり（①、③）、不況期だけでなく好況期の財政バランスも監視して、景気サイクルを通じた持続的な財政安定を確保する（②、④）、といった見直しの方向性が打ち出されている。

現在の欧州委員会は今年 10 月末で任期切れとなるため、欧州委員会として協定の運用見直しに腰を据えて取り組むのは、11 月からの新体制発足後になると思われる。6 月 29 日の

臨時EU首脳会議で次期委員長に指名されたバロゾ・ポルトガル首相<sup>4</sup>は、ポルトガルの協定遵守には固執したが<sup>5</sup>、ドイツとフランスに関しては協定の柔軟運用に理解を示した人物である<sup>6</sup>。従って、バロゾ「次期委員長」<sup>7</sup>のリーダーシップの下で進められる見直し議論は、基本的には財政健全化の精神を尊重しつつ、各国固有の状況等を勘案するアルムニア私案を軸に展開すると予想できる。

EU憲法条約の第二の経済的ポイントは、ECB（欧州中央銀行）の独立性と、その政策目的として物価安定が再確認されたことである。従来のEU条約においても、ECBの独立性と、物価安定という政策目的は明示されていた。にもかかわらず、欧州の景気停滞が続いてきたことを背景として、財政政策を安定成長協定によって縛られた各国政府からは、景気刺激のための利下げコールが後を絶たない。ベルルスコーニ・イタリア首相やサルコジ・フランス財務相は、物価安定に加えて持続的成長も目的とする米連邦準備理事会（FRB）型の金融政策を、ECBも採用すべきとの持論を披露して憚らない。これに対し、EU憲法は従来通りにECBの独立性を認め、物価安定を政策目的とすることを謳っている。従って、ECBの金融政策方針は将来に渡って変更されないと示されたことになり、ECBの信任向上にも繋がると評価できる。

### (3) 更なる東方拡大で域内競争は激化へ

今回のEU首脳会議では、憲法の他に、EUの更なる東方拡大もテーマとなった<sup>8</sup>。各国首脳は、①既に加盟交渉を進めているブルガリアとルーマニアについて、07年を目処にEU加盟を目指すことを確認、②クロアチアとの加盟交渉開始を決定、③トルコとの加盟交渉の是非を今年12月までに判断する、との結論を下した。

独仏英等の既存の西側加盟国にとって、EUの東方拡大は民主主義を広め、安全保障や国際テロ・犯罪対策といった分野でのメリットが期待できる。しかし、経済分野でのメリ

---

<sup>4</sup>新委員長については、本来は6月17～18日のEU首脳会議で指名されるはずであった。しかし、同会議では、ドイツとフランスがベルギーのフェルホフスタット首相を支持した一方、イギリスとイタリアはパッテン欧州委員会委員を支持して譲らず、双方の合意が得られなかった。フェルホフスタット首相は、EU連邦論者であり、かつイラク戦争にも反対の立場である。このため、EUの連邦化に慎重で、イラク戦争を支持するイギリスとイタリアは反対した。一方、パッテン委員は、親米路線・イラク戦争支持のイメージが強いイギリスの出身であるため、ドイツとフランスは難色を示していた。

その後、29日に臨時のEU首脳会議が開かれ、バロゾ首相を指名することで漸く合意が得られた。同首相は、イギリス・イタリアと同様に、イラク戦争を支持する立場にあった。また、シュレーダー・ドイツ首相との関係は良好で、仏語にも堪能であることなどから、ドイツ・フランスにとっても受け入れやすい人物であった。

<sup>5</sup>ポルトガルでは、社会党政権下の01年に財政赤字がGDP比で4.4%に達したが、02年に成立したバロゾ社会民主党政権は積極的な緊縮財政に取り組み、同年の財政赤字を同2.7%まで一気に削減し、03年も同2.8%とした。この間、緊縮財政を背景に実質成長率は02年+0.5%、03年▲1.3%と低迷した。

<sup>6</sup>昨年11月のEU財務相理事会（ECOFIN）で、ドイツとフランスに対する欧州委員会の赤字削減勧告案を討議した際に、バロゾ政権の財務大臣は欧州委員会案を支持せず、より寛容な修正勧告案を支持した。

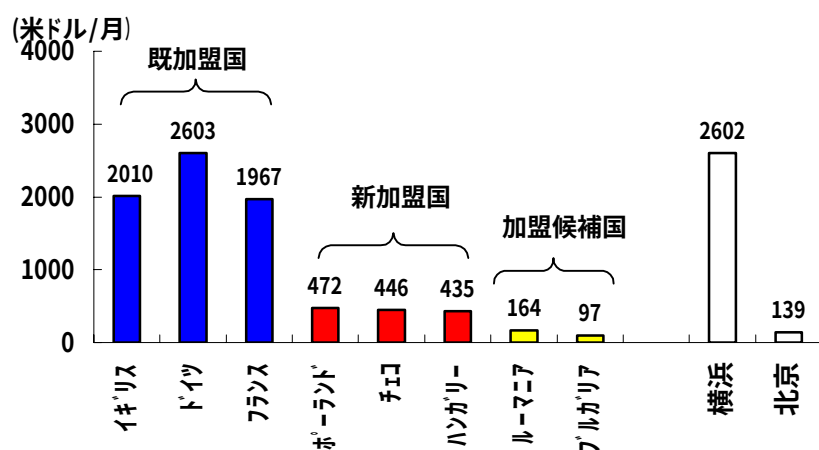
<sup>7</sup>正式な委員長就任には欧州議会の承認が必要だが、バロゾ首相は欧州議会の多数派である中道右派政党の出身であるため、承認手続きは順調に進む可能性が高い。

<sup>8</sup> European Union(2004c)



ットは必ずしも大きくない。これは、東方諸国の市場規模が相対的に小さいため、西側にとってはE U統一市場の拡大効果が限られるからだ。寧ろ、安価な労働力を抱える東方諸国がE Uに加わることで（図表6）、西側から東方諸国への直接投資が拡大し、西側では産業空洞化が進む懸念がある<sup>9</sup>。

図表6 賃金の国際比較



（資料）日本貿易振興会「ジェトロセンサー」（04/4）

西側加盟国から東方諸国への直接投資の拡大を、空洞化というネガティブな結果ではなく、効率的な国際分業体制の再構築というポジティブな結果に繋げることは不可能ではない。そのためには、最適な労働資源配分を可能とするような労働市場改革など、各種の構造改革に西側加盟国が取り組むことが課題になろう。空洞化の圧力を緩和する方便として、財政金融政策に安易に頼ることはE U憲法によって封印された。欧州議会選挙を通じてドイツ・フランス等の有権者は痛みを伴う構造改革にノーを唱えたが、今こそ欧州では構造改革が進める時なのである。

<sup>9</sup> 以上の議論については小林（2004）が詳しい。

## 巻末資料 EU憲法条約の構成と概要

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>第一部 EUの定義と目的など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>EU憲法の優越性</b><br/>…EU憲法は加盟国の法に優越する</li> <li>・ <b>EUの法人格</b><br/>…現在のEUには明確な法的地位が与えられていないが、法人格を付与することで、EUが各国に代わり国際条約への調印が可能に</li> <li>・ <b>共通外交・安全保障政策</b><br/>…加盟国は共通外交・安保政策を積極的かつ無制限に支持</li> <li>・ <b>欧州理事会議長（European Council President）ポストの創設</b><br/>…現在の欧州理事会議長は、各国首脳が半年毎の輪番制で担当<br/>…これに代わり、理事会の特定多数決により任期2年半（再任は1回のみ可能）の“EU大統領”ポストを創設<br/>…主な役割は、①理事会の議長役としての会合準備、合意形成の促進、②共通外交・安保政策分野でのEU代表などであり、米国型の大統領とは相違</li> <li>・ <b>理事会における特定多数決法</b><br/>…図表3参照</li> <li>・ <b>欧州委員会</b><br/>…任期を5年とし、当初は1国あたり1委員（委員長とEU外相を含む）<br/>…その後（2014年以降を想定）は、委員数を加盟国数の3分の2に削減（委員長とEU外相を含む）。その際、委員ポストは各国に対して輪番制で平等に割り当て</li> <li>・ <b>EU外相（The Union Minister for Foreign Affairs）ポストの創設</b><br/>…現在のEU外交・安全保障担当上級代表と、対外関係担当欧州委員のポストを統合。EU外相理事会の議長役および欧州委員副委員長を兼務</li> </ul> | <p><b>第二部 基本権憲章</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由、平等などに関わる基本的権利の明文化</li> </ul> |
| <p><b>第三部 EUの政策と機能</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>財政政策分野</b><br/>…過剰財政赤字を避けることを規定</li> <li>・ <b>金融政策分野</b><br/>…ECBは独立、目的は物価安定（本稿2.(2)参照）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p><b>第四部 一般規定及び最終規定</b></p>                                                                     |
| <p><b>議定書・宣言</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>安定成長協定</b><br/>…本稿2.(2)参照</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                  |

（注）主な内容について示した

（資料）European Union(2004a)、日本貿易振興機構（2003a,b）

## **【参考資料】**

- European Commission (2004a) "Eurobarometer 61"(04/5)
- European Commission (2004b) "Economic Forecast Spring 2004"
- European Union(2004a) "IGC2003/2004 Provisional consolidated version of draft treaty establishing a Constitution for Europe" CIG86/04 (25 June 2004)  
(<http://ue.eu.int/igcpdf/en/04/cg00/cg00086.en04.pdf>)
- European Union(2004b) "IGC2003/2004 Provisional version of Declarations to be annexed to the Final Act of the Intergovernmental Conference" CIG86/04 ADD2 (25 June 2004)  
(<http://ue.eu.int/igcpdf/en/04/cg00/cg00086-ad02.en04.pdf>)
- European Union(2004c) "Brussels European Council 17 and 18 June 2004 Presidency Conclusion" 10679/04 (18 June 2004)  
([http://ue.eu.int/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/en/ec/81035.pdf](http://ue.eu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/81035.pdf))
- 小林公司 (2004) 「2004 年 5 月の E U 拡大～新・既加盟国とも拡大後の構造改革が課題に」  
みずほ欧州インサイト  
([www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/euro-insight/EUI040507.pdf](http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/euro-insight/EUI040507.pdf))
- 日本貿易振興機構 (2003a) 「「EU 憲法を制定する条約」の概要と課題」 ユーロトレンド  
(2003.9)
- 日本貿易振興機構 (2003b) 「欧州憲法条約制定に向けて（E U 拡大研究会報告・その 1）」  
ユーロトレンド (2003.11)
- 宮腰秀治 (2003) 「EU 憲法草案合意～最新世論調査にみる一般市民の受け止め方と今後の  
行方」 みずほ欧米リサーチ(2003.7.7)  
([www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/useu-insight/MEAR016.pdf](http://www.mizuho-ri.co.jp/research/economics/pdf/useu-insight/MEAR016.pdf))

(経済調査部 小林公司)

